

高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画（案）

令和6年2月

高千穂中学校移転新築検討委員会

高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画

目次

- 第1章 基本構想・基本計画策定の背景と目的
- 第2章 基本構想
 - 1 基本構想の概要
 - 2 高千穂中学校の現状
 - (1) 学校の沿革（略歴）
 - (2) 学校の概要
 - (3) 学校施設の老朽化状況
 - (4) 学校施設の耐震診断状況
 - (5) 校地・校舎平面図
 - (6) 急傾斜地警戒区域図
 - 3 児童生徒数の現況及び将来推計
 - (1) 高千穂町立学校児童・生徒数
 - (2) 生徒数将来推計
 - 4 上位計画・関連計画
 - (1) 第6次高千穂町総合長期計画
 - (2) 高千穂町公共施設等管理計画
 - (3) 高千穂町教育委員会教育施策
 - 5 学校施設の目指すべき姿
 - (1) 高千穂町学校施設長寿命化計画
 - (2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方
 - 6 移転先候補地の概要及び選定
 - (1) 移転先候補地
 - (2) 移転先候補地比較表
 - (3) 移転先候補地評価シート集計表
 - (4) 候補地の選定
- 第3章 基本計画
 - 1 基本計画の概要
 - 2 施設規模
 - 3 配置計画の基本的な考え方
 - 4 諸室計画
 - 5 構造計画の基本的な考え方
 - 6 設備計画の基本的な考え方
 - 7 防犯計画の基本的な考え方
- 第4章 建設スケジュール
 - 1 移転新築に向けた業務の進行
- 第5章 資料
 - 1 高千穂中学校移転新築検討委員会設置要綱
 - 2 高千穂中学校移転新築検討委員会委員名簿

第1章 基本構想・基本計画策定の背景と目的

近年、教育を取り巻く環境は、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題などにより、大きく変化しており、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。

このような中、国は令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し「2040年以降を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態）の向上」をコンセプトに、5つの基本的な方針と16の教育政策の目標を示している。

施設面においては、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」がまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中で、目指すべき施設環境として、①「柔軟で創造的な学習空間の実現」、②「健やかな学習・生活空間の実現」、③「ともに創造する共創空間の実現」、④「安全・安心な教育環境の実現」、⑤「持続可能な教育環境の実現」の5項目が提案されている。

現在の高千穂中学校の校舎は、特別教室棟が昭和39年に建築されてから60年が経過、普通教室棟が昭和53年に建築されてから46年が経過し、建物や設備の老朽化等による修繕箇所も増加しており、教育内容の変化、充実への対応が困難になってきている。また、少子化の進展により、生徒数の減少や今後も更なる人口減少や少子化が予測されていることを踏まえると、学校規模の適正化についての検討も必要になっている。さらには、現在の学校用地は、急傾斜地警戒区域（急傾斜地特別警戒区域）内にあることから、学校施設の早急な移転、建て替えが必要とされている。

本町においては、第6次総合長期計画の基本目標3「豊かな人間性を育むまちづくり」の中で、①「学校教育の充実」、②「教育環境の充実」、③「新たな時代に対応する教育の推進」を基本方針として掲げており、教育施策において、本町教育委員会の重点施策として、「学校教育の充実」の項目の中で「学校教育施設の整備」に努めることとしている。

また、学校施設長寿命化計画では、本町の教育行政において、学校施設の今日的な課題として、人口減少や超高齢社会の到来、情報通信技術の発展、グローバル化の進展等、社会情勢が急激に変化し多くの課題がある中、学校施設のあり方として「安全性」・「快適性」・「学習活動への適応性」・「環境への適応性」・「地域の拠点化」を考慮した環境や空間等が整備された学校施設を目指している。

以上のとおり、高千穂中学校については、学校施設の現状や社会情勢の変化等を受けて、上位計画・関連計画に基づく施設を備えた、施設整備が必要になっていることから、地域住民の代表者、学校関係者、PTA役員、幼保小保護者代表等による「高千穂中学校移転新築検討委員会」を設置し、検討を行っていくものとする。

第2章 基本構想

1 基本構想の概要

基本構想は、社会情勢の変化や上位計画・関連計画、学校施設の現状等を受けて、本町の学校建設において、学校施設の目指すべき姿や学校施設整備の方向性を示すものである。

2 高千穂中学校の現状

(1) 学校の沿革（略歴）

昭和 22 (1947) 年 4 月	官崎県知事の認可を受け高千穂中学校を設置
昭和 22 (1947) 年 5 月	創立 本校は高千穂小学校内に開校
昭和 23 (1948) 年 10 月	校舎第 1 期工事落成式 高千穂小学校併設教場より 1 年生移転
昭和 28 (1953) 年 6 月	運動場拡張工事完了
昭和 39 (1964) 年 4 月	校舎改築上段特別教室一棟 6 教室竣工 (理科第 1・第 2、美術、音楽、被服、技術教室)
昭和 50 (1975) 年 12 月	プール建設完工式
昭和 52 (1977) 年 2 月	体育館竣工
昭和 53 (1978) 年 6 月	新校舎落成 移転 (普通教室棟、管理・特別教室棟)
昭和 53 (1978) 年 9 月	新給食室竣工
平成 12 (2000) 年 9 月	空調設置 (校長室、事務室)
平成 15 (2003) 年 8 月	空調設置 (職員室)
平成 15 (2003) 年 10 月	下水道工事完了 (全トイレ水洗化)
平成 26 (2014) 年 6 月	特別教室棟屋根補修工事
平成 26 (2014) 年 6 月	普通教室棟、管理・特別教室棟屋根防水補修工事
平成 29 (2017) 年 9 月	屋内運動場屋根改修工事
平成 31 (2019) 年 3 月	トイレ洋式化改修工事
平成 31 (2019) 年 4 月	普通教室空調機設置
令和 5 (2023) 年 6 月	普通教室棟屋根防水工事

(2) 学校の概要

① 所在地 高千穂町大字三田井 939-6

② 面積

校地	建物敷地保有面積	17,505 m ²
	運動場用地面積	11,900 m ²
	その他面積	4,909 m ²
	総面積	34,314 m ²

校舎	普通教室棟	1,280 m ²
	特別教室棟	1,848 m ²
	屋内運動場(ステージ含む)	968 m ²

(3) 学校施設の老朽化状況

現在の高千穂中学校は、特別教室棟が建築後60年経過、普通教室棟が建築後46年を経過し、この間、雨漏り等による老朽化対策や施設更新等の改修工事を実施してきている。

施設の健全度、劣化状況を把握し評価するため、学校施設台帳、耐震診断結果を参考とするとともに、屋上・外壁等の実態を把握するため、目視による現地調査を行っている。

「屋根・屋上」、「外壁」は、項目毎に劣化状況の確認と劣化具合の写真により評価を行うとともに「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」についても経過年数による評価を行い、それらを基に総合的に施設の健全度として点数化している。

【評価指標】

目視による評価

(屋根・屋上、外壁)

評価	基準
A	おおむね良好
B	部分的に劣化 (安全上・機能上：問題なし)
C	広範囲に劣化 (安全上・機能上：不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある

良好 ↑
劣化 ↓

経過年数による評価

(内部仕上、電気設備、機械設備)

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある

良好 ↑
劣化 ↓

【健全度の算定】

健全度とは、各建物の 5 つの部位について劣化状況を 4 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。部位のコスト配分を下表のように定め、健全度を 100 点満点で算定します。 ● 健全度 総和 (部位の評価点×部位のコスト配分) ÷ 60

表：部位の評価点

評価	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

表：部位のコスト配分

部位	コスト配分
屋根・屋上	5.1
外壁	17.2
内部仕上	22.4
電気設備	8.0
機械設備	7.3
合計	60.0

【劣化状況評価】

建物名	建築年度	築年数	屋上	外壁	内部	電気	機械	健全度
普通教室棟 (南校舎)	1977	43	C	B	C	C	D	46
普通教室棟 (中校舎)	1978	42	D	C	C	C	D	34
普通教室棟 (中校舎)	1984	38	—	B	B	B	—	75
管理・特別教室棟	1978	42	A	C	C	C	D	41
特別教室棟	1963	57	B	C	C	C	D	39
特別教室棟 (技術室)	1963	57	B	C	C	C	—	43
特別教室棟 (家庭科室)	1985	35	B	C	B	B	B	65
給食室	1978	42	C	A	C	C	D	54
屋内運動場	1976	44	A	C	C	C	D	41

令和 3 年高千穂町学校施設長寿命化計画より抜粋

(4) 学校施設の耐震診断状況

昭和56年以前の建築基準法（旧基準）に基づき建築された建物について、国が定めた耐震基準での耐震性能の診断と診断結果の公表が必要なことから、高千穂中学校については、平成18年度に耐震診断を実施し公表したところであるが、いずれの建物も文部科学省が学校に求めている耐震強度の数値を満たしており、耐震補強工事は不要となっている。

【耐震診断】

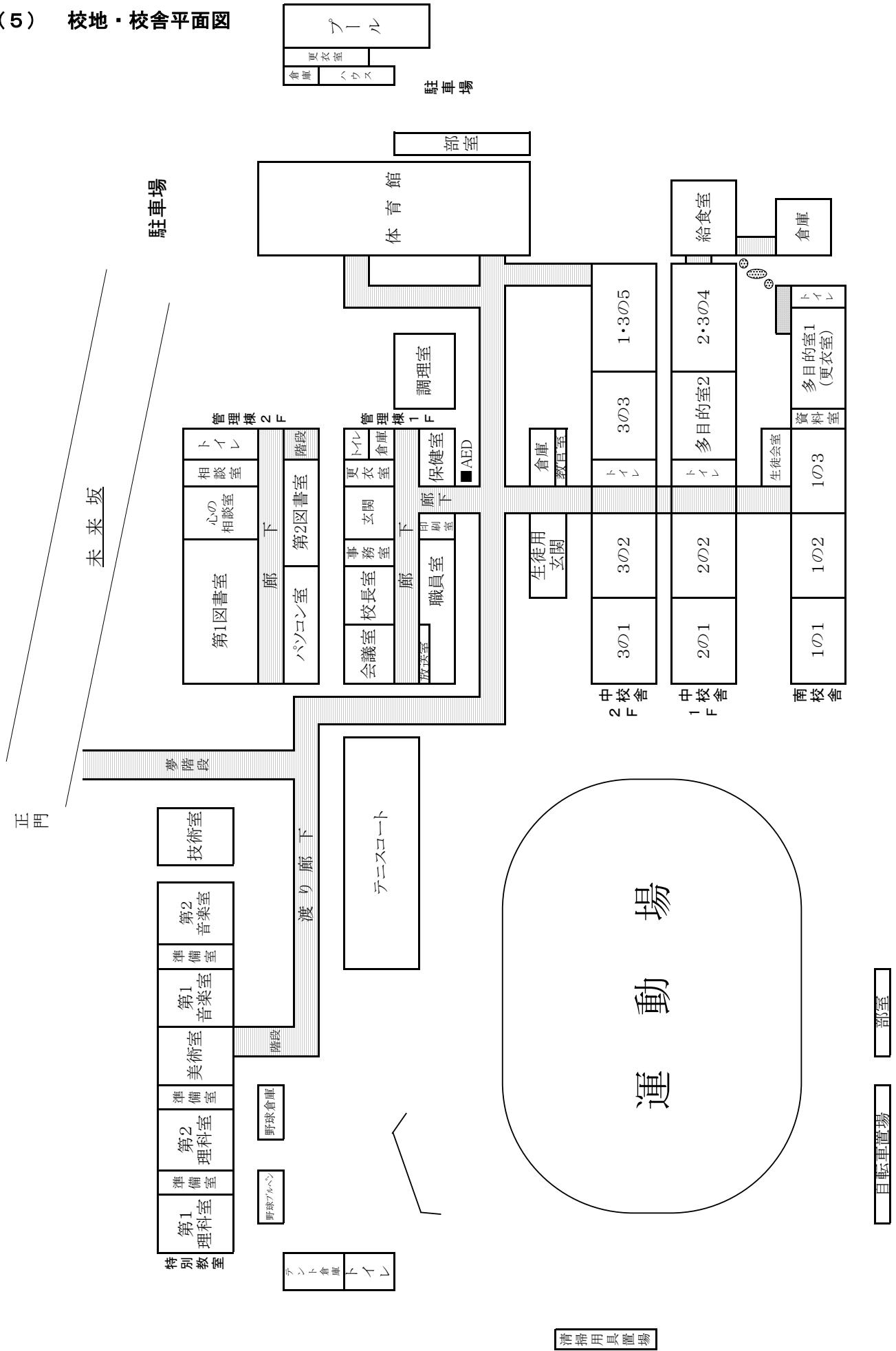
建物名	構造	建築年度	規模(m ²)	階数	診断年度	I s 値	補強
特別教室棟	S	1963	684.00	1	2006	0.98 2.73	不要
屋内運動場	S+RC	1976	968.00	2	2006	0.74/1.94 1.23/1.10	不要
普通教室棟（南校舎）	S	1977	470.00	1	2006	1.77 0.92	不要
普通教室棟（中校舎）	RC	1978	810.00	2	2006	0.79 1.30	不要
管理・特別教室棟	RC	1978	877.00	2	2006	1.21 1.53	不要

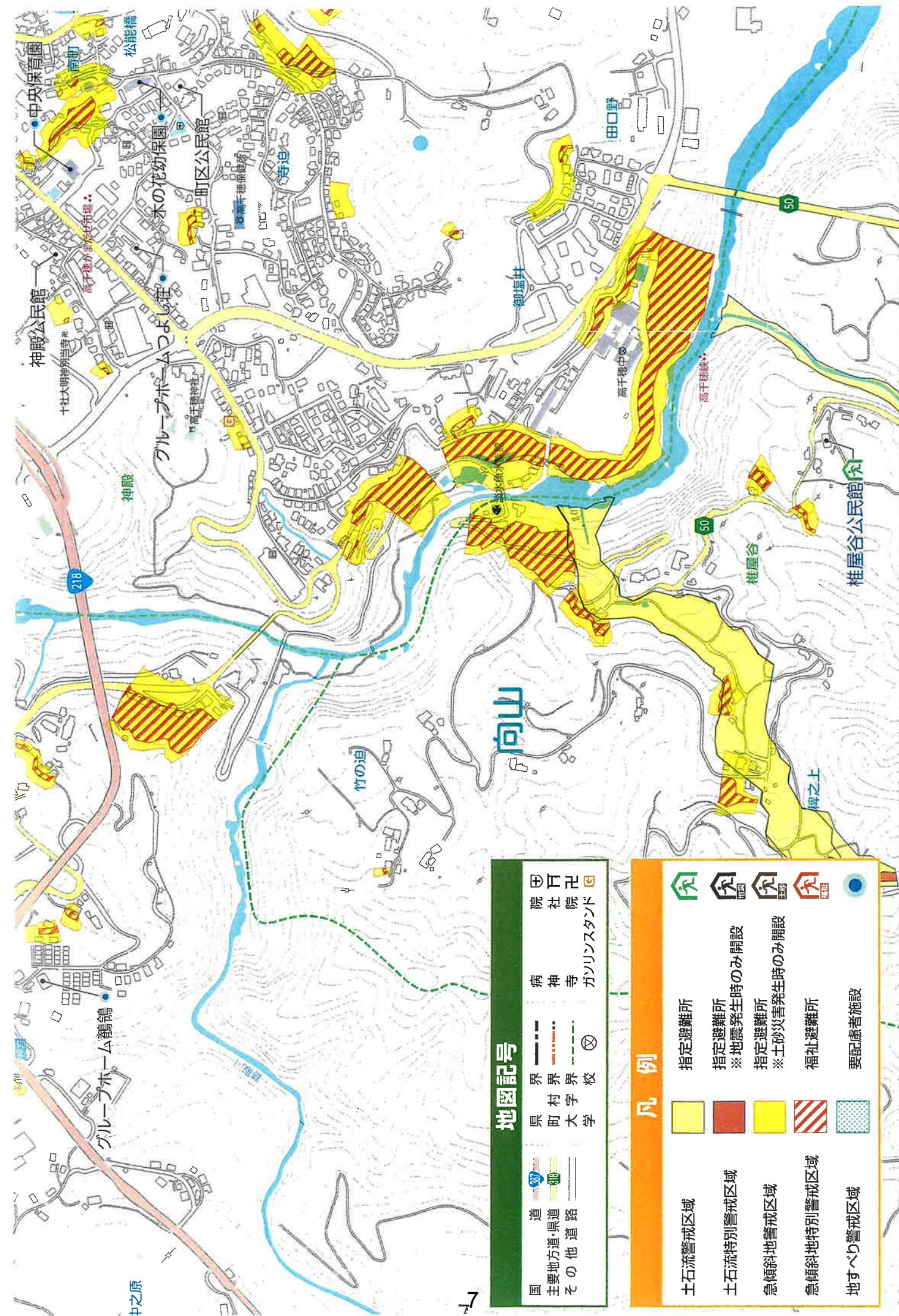
* **構造**：Sとは鉄骨造、RCとは鉄筋コンクリート造を表しています。

* **I s 値**：I s 値（構造耐震指標）とは耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、I s 値 0.6 以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省では学校の耐震強度は I s 値 0.7 以上を保つよう求めています。

国土交通省	倒壊又は崩壊する危険性	文部科学省	倒壊又は崩壊する危険性
I s 値 < 0.3	高い	I s 値 < 0.3	高い
0.3 ≤ I s 値 < 0.6	ある	0.3 ≤ I s 値 < 0.7	ある
I s 値 ≥ 0.6	低い	I s 値 ≥ 0.7	低い

(5) 校地・校舎平面図





地図記号

国	道	主要地方道・県道	その他道路	界	県界	町界	村界	大字	学	校	病	神	寺	ガソリンスタンド	院	社	院	ランド
---	---	----------	-------	---	----	----	----	----	---	---	---	---	---	----------	---	---	---	-----

凡例

土石流警戒区域	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	福祉避難所	要配慮者施設
土石流特別警戒区域	指定避難所 ※地震発生時のみ開設	指定避難所 ※地震発生時のみ開設	指定避難所 ※土砂災害発生時のみ開設	福祉避難所	要配慮者施設	
急傾斜地警戒区域						
急傾斜地特別警戒区域						
地すべり警戒区域						

この地図は、高千穂町長の承認を得て同町発行の都市計画図1/2,500を使用し、調整したものである。(文書番号) 高建設第89号平成28年6月10日 「この地区の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図、数値地図50m」

3 児童生徒数の現況及び将来推計

(1) 高千穂町立学校児童・生徒数

令和5年4月1日現在

小学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	人数計	学級数計
高千穂	学級	2	2	2	2	2	2	2	309	14
	人数	47	59	42	43	59	53	6		
押方	学級	1	1		1		1	0	35	4
	人数	6	8	6	9	0	6	0		
田原	学級	1	1		1		1	1	30	5
	人数	1	8	2	9	4	4	2		
岩戸	学級	1	1	1	1	1	1	1	77	7
	人数	18	15	9	14	4	16	1		
上野	学級	1	1	1	1	1	1	0	56	6
	人数	11	12	7	7	10	9	0		
計	学級	6	6	4	6	4	6	4	507	36
	人数	83	102	66	82	77	88	9		

中学校		1年	2年	3年	特別支援	人数計	学級数計
高千穂	学級	3	2	3	2	241	10
	人数	85	66	82	8		
上野	学級	1	1	1	1	22	4
	人数	3	13	5	1		
計	学級	4	3	4	3	263	14
	人数	88	79	87	9		

—— 複式学級

		全児童生徒	(内 特別支援)
計	学級数	50	7
	人数	770	18

(2) 生徒数将来推計

○小学校卒業者数(年度末)

卒業生数	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
高千穂小	53	55	60	43	44	60	47	42	49	31	46	34	29
押方小	5	6	0	9	6	8	6	4	6	3	4	2	3
田原小	7	5	4	10	2	8	1	9	5	2	5	2	2
岩戸小	19	16	4	14	9	16	18	15	10	11	11	4	6
小計	84	82	68	76	61	92	72	70	70	47	66	42	40
上野小	11	9	10	7	7	12	11	10	12	14	7	11	5
計	95	91	78	83	68	104	83	80	82	61	73	53	45

○中学校生徒総数(年度初め)

生徒数	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
高千穂中	233	241	238	239	226	205	229	225	234	212	187	183	155	148
上野中	27	22	26	23	26	24	26	30	33	33	36	33	32	23
計	260	263	264	262	252	229	255	255	267	245	223	216	187	171

学年毎

生徒数	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
高千穂中	233	241	238	239	226	205	229	225	234	212	187	183	155	148
1年生	67	89	82	68	76	61	92	72	70	70	47	66	42	40
2年生	85	67	89	82	68	76	61	92	72	70	70	47	66	42
3年生	81	85	67	89	82	68	76	61	92	72	70	70	47	66

生徒数	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
上野中	27	22	26	23	26	24	26	30	33	33	36	33	32	23
1年生	13	4	9	10	7	7	12	11	10	12	14	7	11	5
2年生	5	13	4	9	10	7	7	12	11	10	12	14	7	11
3年生	9	5	13	4	9	10	7	7	12	11	10	12	14	7

4 上位計画・関連計画

(1) 第6次高千穂町総合長期計画（令和3年3月策定）

【基本目標3】

豊かな人間性を育むまちづくり

【取組の柱】

学校教育の充実

【基本方針】

- (a) 本町の児童生徒の豊かな人間性や生きる力、確かな学力を育むため、学校教育の充実を図ります。
- (b) 本町の児童・生徒が、安全な学校施設での教育が受けられるよう、また、身近に高等教育が受けられるよう教育環境の充実を図ります。
- (c) 高度情報化社会や国際化などに対応できる児童・生徒を育成するため、新たな時代に対応する教育の推進を図ります。

【具体的施策】

① 学校教育の充実

- (ア) 児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するための学校教育の推進
- (イ) 様々な体験学習やキャリア教育を通じた、児童・生徒の主体的に学ぶ姿勢と生きる力の育成
- (ウ) 特別支援教育の充実と障がいのある児童・生徒の自立や学習上の困難に対する改善への支援
- (エ) スクールアシスタントの配置による不登校の支援
- (オ) 遠距離通学費支援や要保護・準要保護児童支援による学校教育にかかる家庭への負担軽減
- (カ) 部活動の活性化を図るための競技大会やコンクールへの出場支援
- (キ) 認定こども園・保育園から小・中学校までの連携強化と高千穂高校生と小・中学生との交流による本町で学び続ける児童・生徒の育成

② 教育環境の充実

- (ア) 計画的な学校施設の改修や改善と備品等の取り換え等による児童・生徒の安心・安全な学校生活の維持
- (イ) 学校給食について、単独校調理場方式により安心・安全で温もりのある給食を提供するため、各学校の給食調理員の安定確保と給食施設の充実
- (ウ) 学校の統合について、将来的な児童・生徒数の状況を鑑み、地域と積極的に協議しながら、望ましい学校配置のあり方について検討
- (エ) 老朽化が進む高千穂中学校の高千穂高等学校との中高連携や移転・建替の検討

③ 新たな時代に対応する教育の推進

- (ア) 情報教育やプログラミング教育等、ICT を活用できる児童・生徒を育成するための教育の充実とそのための環境整備として、学校教育現場への ICT 設備導入の検討
- (イ) 国際感覚豊かな児童・生徒を育成するため、外国語教育や外国人との文化交流の推進
- (ウ) 郷土教育や地域での体験学習等を通して、地域社会や少子高齢化など本町の現状や将来の状況を学ぶ機会を設けるとともに、本町に愛着を持ち、将来的に貢献してもらえる人材の育成
- (エ) 町内においても幅広い学びや体験ができる教育環境や教育プログラムの充実。特に、プログラミング教育や ICT を活用した教育について、誘致した IT 企業と連携して実施するなど、先進的な教育を満足して受けることができるような教育体制の整備

(2) 高千穂町公共施設等管理計画【改定版】（令和 4 年 3 月）

【人口】

- 本町の人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査における人口は 11,642 人となっている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本町の人口は、2030 年に 10,000 人を下回り、更には 2060 年には 5,000 人以下まで減少することが予測されている。

【公共施設の将来更新費用の推計】

- 公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。
普通建設事業費は過去 10 年間の平均で 13.5 億円となっている。
- 公共施設の将来推計費用は、計画策定時の 2016 年から 2055 年までの 40 年間の総額が 308.9 億円で、年更新費用の平均は 7.7 億円となっており、今後 35 年間では、281.8 億円が必要で、年間約 8.0 億円の費用が必要となっている。

【高千穂町公共施設マネジメントの基本方針】

- 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る
 - ① 公共施設（建築物）の新規整備の抑制
 - ② 既存施設の見直しによる複合化、縮減の検討
- 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る
 - ① 予防保全型の維持補修への転換
- 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す
 - ① 維持管理コストの最適化

(3) 教育施策（令和5年度）

【高千穂町教育基本方針】

本町の教育は、教育基本法の理念の基に宮崎県教育基本方針、宮崎県人権教育基本方針並びに高千穂町町民憲章等を踏まえながら町民が生涯を通じて学習できる教育環境の整備を図り、心身ともに健やかで創造力と実行力に富んだ調和のとれた人づくりを推進する。

このため就学前教育、学校教育、社会教育さらには人権教育、生涯スポーツの充実強化を図るとともに、教育改革や新たなニーズに対応できる体制の整備強化に努める。

【高千穂町教育委員会重点施策】

高千穂町教育委員会は、本町の特性を生かした教育行政を積極的に推進するため、関係機関と緊密な連携を図るとともに、町民の理解と参加協力を求めながら、次に掲げる重点施策の推進に努めるものとする。

- 学校教育の充実
 - ① 豊かな人間性を培う教育の充実
 - ② 学力の向上
 - ③ キャリア教育の推進
 - ④ 教職員の資質の向上
 - ⑤ 学校管理運営の円滑化
 - ⑥ 特別支援教育の充実
 - ⑦ 学校保健・体育・食育の充実
 - ⑧ 就学前教育の推進
 - ⑨ 学校教育施設の整備
 - ⑩ 子育て支援・奨学資金制度の充実
 - ⑪ 児童生徒の安全確保

【努力事項】

- ① 豊かな人間性を培う教育の充実
 - 道徳教育、情緒教育の推進
 - 生徒指導の充実
 - 地域の特色ある資源を活かした教育活動の推進
- ② 学力の向上
 - 創意ある教育課程の編成と実施
 - 学習指導方法の改善・充実と教育機器の効果的な活用
 - 家庭学習の進め方の積極的な支援、推進
 - 検定支援

- ③ **キャリア教育の推進**
小・中学校で一貫したキャリア教育の推進創意ある教育課程の編成と実施
学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
- ④ **教職員の資質の向上**
管理職の資質の向上
教職員の資質の向上
校内研修の年間計画の作成と実施
- ⑤ **学校管理運営の円滑化**
働き方改革の推進
校務分掌の適正化と責任体制の確立
校務処理の円滑化
- ⑥ **特別支援教育の充実**
適正な就学支援の推進
障がいに応じた特別支援教育の充実
- ⑦ **学校保健・体育・食育の充実**
学校保健に関する組織の充実と活動の推進
学校保健・安全教育の徹底
学校体育の充実
学校給食の充実と食育の推進
学校給食の有機食材化
- ⑧ **就学前教育の推進**
保育園・幼稚園（認定こども園）・小学校の連携
- ⑨ **学校教育施設の整備**
長期的・計画的な施設の整備・充実
学校美化の推進
高千穂中学校移転改築
- ⑩ **子育て支援・奨学資金制度の充実**
福祉保険課との連携による学童保育事業等の充実
育英資金制度の充実
- ⑪ **児童生徒の安全確保**
学校管理下（校内）での安全確保
登下校中の安全確保
学校、家庭、地域の連携

5 学校施設の目指すべき姿

(1) 高千穂町学校施設長寿命化計画（令和3年3月策定）

【学校施設の今日的な課題】

本町の教育行政において、人口減少や超高齢社会の到来、情報通信技術の発展、グローバル化の進展等、社会情勢が急激に変化する中、次のような多くの課題があります。

① 安全・快適な学校施設の環境向上

本町の学校施設で、耐震診断を行った建物の内、耐震性能が基準値以下の建物の耐震化は完了していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されているため、修繕等を必要とする箇所が多くなってきているのが現状です。建物の改修を計画的に進め、児童・生徒が安全かつ快適に学ぶことができる教育環境の充実を図ることが必要です。

また、習熟度別指導や少人数指導、特別支援教育等、児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズに応えることができる施設整備が求められています。

② 児童・生徒の減少に伴う適正な学校の再編

本町の児童・生徒数は、人口減少・少子化の一層の進行等により年々減少しています。学校教育においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め、協力し合い、切磋琢磨することで一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要とされており、一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられています。一方で、小規模校としてのメリットもあり、学校は地域コミュニティの核としての役割や機能を持つ等、地域の実情により学校の在り方は異なることがあり、「適正な学校規模」を一概に判断することは難しい点もあります。

しかし、少子化が中長期的に継続すると見込まれている現状においては、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されています。

このことから、少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を継続的に検討・実施していくことが求められており、小規模校のデメリットを克服しつつ、児童・生徒にとって望ましい学校規模について、保護者や地域と一体となって検討していくことが必要です。

③ 社会の変化に対応した教育機器・教材の拡充

グローバル化の進展等により、社会全体が急速に変化していく中で、情報化社会に対応したデジタル教材の活用や情報教育を推進するためのICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備等を計画的に行い、児童・生徒の学習能力の向上のための教育環境の充実を図っていくことが必要です。

④ 生活空間としての施設の充実

児童・生徒が1日の大半の時間を過ごす学校施設は、教育の場であるのみならず、生活の場として、充実した学校生活を過ごすことができる豊かで潤いのある空間としていくことが重要です。そのためには、学習の場としての整備だけでなく、交流の場の確保等、多様な空間を整備することが必要です。

さらに、安全に施設が利用できるようバリアフリー化や、不審者等に対する防犯対策を進めるとともに、トイレの設備等の衛生的な環境整備を図る必要があります。

⑤ 地域コミュニティ施設としての活用

小中学校は、学校と地域との連携による多様な交流の場として活用されています。また、災害時等の避難場所にも指定されています。このように、地域コミュニティ施設としての多様な機能に対応できる施設や設備の整備が必要です。

【学校施設のあり方】

本計画の方針を定めるにあたり、次のような環境や空間等が整備された学校施設を目指します。

～ 安全性 ～

- 地震、台風、大雨等に強い学校施設
(非構造部材の耐震補強、照明器具等の落下防止措置)
- 防犯に対応した学校施設(防犯ブザーの配布や地域との連携等)
- 安全で安心して生活できる環境(老朽化対策の推進、通学路の整備)

～ 快適性 ～

- 授業に集中でき、学習効率向上に資する快適な学習環境
(エアコンの設置、遮音・吸音性能への配慮)
- バリアフリーに配慮した環境(段差の解消、障がい者用トイレの設置 等)
- 児童・生徒の健康や衛生面に配慮した環境
(トイレの洋式化、手洗いの自動水洗化、適正な照度の確保 等)
- 児童・生徒の交流を促す等、生活の場として快適に過ごすことができる環境
(多目的室、ミーティング室、児童クラブ等の環境整備 等)
- 教職員が快適に働ける環境(職員室の環境整備)
- 授業の充実に資する設備や機材等の整備(学校備品、教材備品の整備)
- 教職員等の事務の効率化を高められるICT環境(パソコン等の整備)
- 省エネルギーに配慮した施設の整備
(自然光の利用、特別教室の効率的な利用)

～ 学習活動への適応性 ～

- 個別指導や習熟度別指導等多様な学習形態を展開するための環境
(少人数教室、多目的室の環境整備 等)
- 学習効果を高められる教材等の整備、情報教育に対応したICT環境
(教材備品、パソコン等の整備 等)
- 児童・生徒の自発的な学習や読書活動を促すための環境
(特別教室、図書室等の整備)
- 社会性を身につけるための空間(多学年間の学習環境、遊具施設の整備)
- 特別支援教育に配慮した学校施設(特別支援教室の環境整備)
- 進路指導や相談等、児童・生徒の支援・指導に取り組みやすい空間
(キャリア教育の推進、進路指導室や相談室の整備)
- 充実した運動ができる環境(屋内運動場、校庭の整備)

～ 環境への適応性 ～

- 環境を考慮した学校施設
(太陽光発電、省エネルギー・省資源、自然共生、木材利用)

～ 地域の拠点化 ～

- 地域住民が健康づくりや学習拠点等に活用できる開かれた環境
(屋内運動場、校庭、特別教室等の開放)
- 放課後の児童の居場所がある施設(空き教室等の活用)
- 避難所としての機能を有する施設
(トイレの洋式化、バリアフリー環境の整備)

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿 (ビジョン)

(キーコンセプト)

Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

- 「新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮」するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を捉え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。
また、「新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進」していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

- ① 『学び』 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習を実現
 - 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
 - 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
 - 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備
- ② 『生活』 新しい生活を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
 - 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
 - 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化
- ③ 『共創』 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
 - 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
 - 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化、共有化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

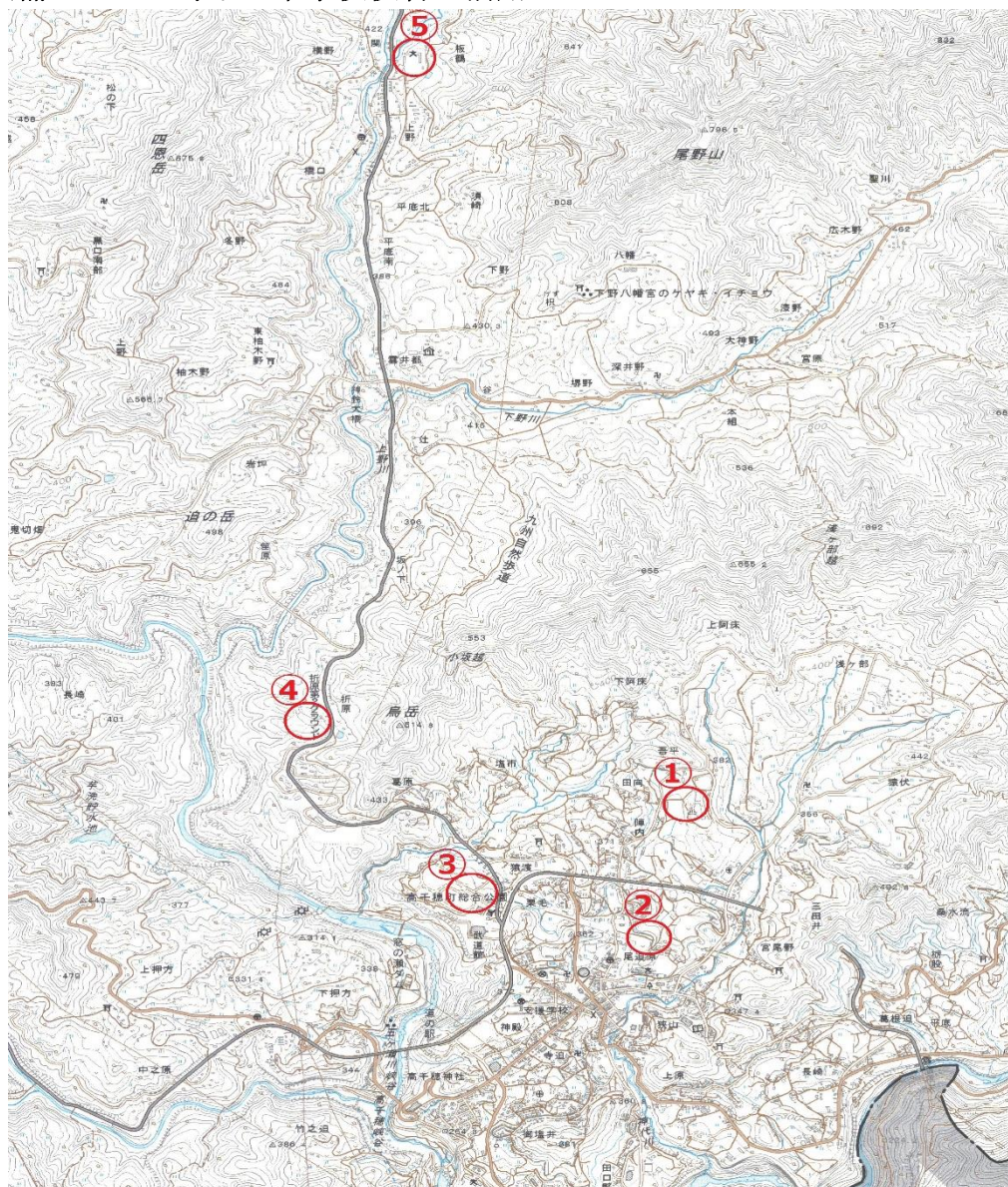
- ④ 『安全』 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
 - 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
 - 避難所として自家発電・情報通信設備・バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化
- ⑤ 『環境』 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
 - 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
 - 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を促進

6 移転先候補地の概要及び選定

(1) 移転先候補地

移転先については、令和5年6月に開催した「高千穂中学校の移転先に関する意見聴取会」において、意見として挙げられた3箇所（高千穂温泉跡地、高千穂小学校隣接地、総合公園内）と7月に開催した「上野中学校の今後についての地区説明会」の中で、意見として挙げられた2箇所（折原グラウンド、上野小・中学校校舎の活用）の合わせて5箇所を候補地として検討する。

- 候補地1 高千穂温泉跡地
- 候補地2 高千穂小学校隣接地
- 候補地3 総合公園内
- 候補地4 折原グラウンド
- 候補地5 上野小・中学校校舎の活用



(2) 移転先候補地比較表

候補地	候補地1 高千穂温泉跡地	候補地2 高千穂小学校隣接地	候補地3 総合公園内	候補地4 折原グラウンド	候補地5 上野小・中学校校舎の活用
立地環境	敷地面積	約25,000㎡ 十分な広さ	約7,000㎡ 面積は手狭	約37,000㎡ 十分な広さ	約17,000㎡ 校舎配置の検討
	校地環境	見晴らしや景観が良好 既存施設の撤去が必要 車の出入の少ない安全な環境	やや高低差のある地形 地質の調査が必要 大部分が農地となっている	平坦でまとまった形状 地盤の調査が必要 国道沿いでアクセスが良い	校地として安全な地形 校舎の配置場所の検討が必要 国道からのアクセスが良い
	周辺環境	温水プールに隣接	高千穂小との連携が可能	社会教育・体育施設に隣接	上野体育館に隣接
コスト面	概算費用	約1.3億円	約0.5億円	約1.0億円	約0.5億円
	造成期間	約2年	約6年	約1.5年	約2年
通学環境	通学区域	生徒数が多い地域から比較的近く、徒歩通学距離が短い。またバス通学でのアクセス環境も良い	生徒数が多い地域から比較的近く、徒歩通学距離が短い。またアクセス路の整備により、バス通学でのアクセス環境も良くなる	生徒数が多い地域から比較的近く、徒歩通学距離が長い。またバス通学でのアクセス環境も多少不便になる	生徒数が多い地域から遠いため、徒歩通学距離が長い。また大多数の生徒がバス通学に時間を要する
	通学経路	周辺は比較的交通量が少なく、歩道が整備されている	通学のための国道等からのアクセス路の整備が必要	周辺は比較的交通量が多いが、歩道が整備されている	周辺は比較的交通量が多いが、歩道が整備されている
その他	農地転用	不要	手続きが必要	不要	手続きが必要
	埋蔵物調査	不要	調査が必要	不要	不要
	検討が必要 な事項	温泉施設等の解体 敷地の高低差による施設配置の検討	遺跡の調査・発掘 火薬倉庫の移設 用排水路の移設 工事用車両の通路の確保 主要道路とのアクセス路の整備	安全な通学路の検討 災害時の拠点場所 施設利用と学校との安全の確保 高速の取付道計画に伴う交通量の増加	教室の面積（上野小・中49㎡、高千穂中61.2㎡）の違による校舎の増築 校舎の増築場所の検討 通学用バス経費等の増加

(3) 移転先候補地評価シート集計表

5つの候補地について、相応しいと考える方から順に、1から5までで評価
(人数)

	候補地1 高千穂温泉跡地	候補地2 高千穂小学校 隣接地	候補地3 総合公園内	候補地4 折原グラウンド	候補地5 上野小・中学校 校舎の活用
1番	13	1	1		
2番	2	2	9	2	
3番		8	3	4	
4番		3	2	8	2
5番		1		1	13

項目毎に、相応しいと考える方から順に、3か所を◎○△で評価
(◎を3点、○を2点、△を1点として、集計した合計点数)

(点数)

立地環境	敷地面積	43	20	9	17	1
	校地環境	41	16	22	7	4
	周辺環境	34	21	29	6	0
小計		118	57	60	30	5
コスト面	概算費用	24	4	37	9	16
	造成期間	31	3	36	20	0
小計		55	7	73	29	16
通学環境	通学区域	32	32	21	5	0
	通学経路	38	24	16	11	1
小計		70	56	37	16	1
その他	農地転用	43	8	24	15	0
	埋蔵物 調査	42	5	27	13	3
	検討事項	43	5	28	10	4
小計		128	18	79	38	7
合計点数		371	138	249	113	29

(4) 候補地の選定

学校は、生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、喚起、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、生徒の多様化に対応するとともに、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要となっている。さらには、用地は学校施設の整備に適正な面積や形状であることが望ましく、徒歩通学等の安全な通学経路の確保やバス通学でのアクセス環境など、通学環境への配慮も必要とされている。

以上のことを踏まえて、移転先候補地の選定にあたっては、5箇所の候補地についての概要説明や現地視察等を参考とするとともに、各委員がそれぞれの組織の代表として意見を集約し、候補地毎の比較検討を行い、評価シートにより候補地の評価を行った。

評価の結果、移転先として、候補地1の高千穂温泉跡地が最もふさわしいと評価されたため、候補地1の高千穂温泉跡地を選定する。



第3章 基本計画

1 基本計画の概要

基本計画は、基本構想における学校施設の目指すべき姿や学校施設整備の方向性に基づき、施設規模、配置計画、諸室計画、構造計画、設備計画、防犯計画に関する基本的な考え方を示すものとする。

2 施設規模

施設規模は、開校時の生徒数に応じた規模とし、生徒数の変化や維持管理等の長期的な負担を考慮しながら整備する。

3 配置計画の基本的な考え方

- ・各施設に必要とされる機能を十分に分析し、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう相互の配置関係に配慮して計画する。
- ・敷地の高低差等の特性を有効活用するとともに、自然環境や教育環境に配慮した配置計画とする。
- ・地域との連携を考慮し、生徒と地域との交流や学校開放を実施する際に利用しやすい動線や施設配置に配慮する。

4 諸室計画

中学校に整備する諸室等は次のとおり想定する。なお、将来的な生徒数を見据えた規模とする。

	区分	諸室
校 舎	普通教室	普通教室、特別支援教室、多目的教室
	特別教室	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、放送室 等
	管理教室	校長室、職員室、保健室、事務室、会議室、教職員用更衣室 等
	給食関係	調理室、配膳室、調理員控室、トイレ（専用） ランチルーム 等
	その他	昇降口・玄関、トイレ・手洗い場、生徒更衣室、廊下・階段、コミュニティスペース 備蓄倉庫 等
屋内運動場	屋内運動場	体育館、武道場、プール、更衣室、器具庫、トイレ 等
屋外施設等	グラウンド	グラウンド、部室、屋外体育倉庫、屋外トイレ（災害用トイレ）、備蓄倉庫 等
	外構等	駐輪場・駐車場、校門、通用口 等

5 構造計画の基本的な考え方

- ・構造は、安全性、機能性、快適性に配慮するとともに、耐火性、耐水性、耐湿性、遮音性及び吸音性等を加味し、適切な工法を検討する。

6 設備計画の基本的な考え方

- ・多様な学習及び生活の諸活動等において、生徒等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画する。
- ・快適な学習環境やバリアフリーに配慮した環境等の整備を計画する。
- ・多様な性のあり方を理解し、より多くの生徒が快適に学べる施設環境の整備を計画する。
- ・自然光の利用や太陽光発電設備の設置など、省エネルギー・省資源対策に配慮した設備計画とする。
- ・情報教育に対応した ICT 環境の整備を計画する。
- ・災害時の避難所としての利用を考慮して計画する。
- ・可能な限りカーボンニュートラルに配慮した学校施設の整備を計画する。

7 防犯計画の基本的な考え方

- ・校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意するとともに、建物等の配置上やむを得ず死角となる場所については、見守りカメラ（防犯カメラ）等の設置など、不審者等に対する防犯対策を進める。
- ・非常時に生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保するよう配慮する。
- ・生徒の通学路については周囲からの見通しの確保や見守りカメラ（防犯カメラ）等の設置など、安全で安心な通学路の整備に努める。

第4章 建設スケジュール

1 移転新築に向けた業務の進行

- (1) 高千穂中学校移転新築検討委員会（令和5年10月～令和6年2月末）
基本計画策定・移転新築用地の選定・その他移転新築に関して必要な事項に関する検討、報告
- (2) 準備期間（1年程度）
 - 用地交渉
 - 法規制調査、手続協議
- (3) 施設設計計画期間（1年半から2年程度）
 - 実施（造成及び建築）設計及び補助金申請事務
 - ・施設配置、規模に応じた用地測量及び造成設計
 - ・機能、デザイン、コスト等に配慮した施設建築設計
 - ・工事実施に伴う予算確保（補助金申請事務等）
- (4) 建設工事（2年程度）
新校舎、その他必要な施設の建設
- (5) 完成・新校舎使用開始（新校舎への移転は、夏休み期間中）
準備から使用開始までの期間は、他の自治体や本町でのこれまでの事例等をもとに、4～5年程度を見込む。

第5章 資料

1 高千穂中学校移転新築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高千穂中学校の移転新築について、総合的かつ計画的に検討を進めるため、高千穂中学校移転新築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 高千穂中学校移転新築の基本計画に関すること。
- (2) 高千穂中学校移転新築用地の選定に関すること。
- (3) その他高千穂中学校移転新築に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員会は、必要な意見や助言等を求めるため、専門的見識を有する者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行う会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する目的を達成後、効力を失う。

2 高千穂中学校移転新築検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	委 員 長	富 高 康 雄	町 公 連 会 長
2		喜 田 鉞 子	町 女 連 会 長
3		甲 斐 勝 朗	三 田 井 地 区 公 連 会 長
4		板 倉 哲 男	町 議 会 議 員
5	副 委 員 長	佐 藤 さつき	町 議 会 議 員
6		佐 藤 幸 男	町 教 育 委 員 代 表
7		金 丸 智 弘	高 千 穂 中 校 長
8		榎 本 英 雄	高 千 穂 小 校 長
9		甲 斐 英 生	高 千 穂 中 PTA 会 長
10		甲 斐 烈	高 千 穂 小 PTA 会 長
11		富 高 徹 雄	押 方 小 PTA 会 長
12		安 在 優	田 原 小 PTA 会 長
13		佐 藤 公 彦	岩 戸 小 PTA 会 長
14		安 在 直	上 野 小 ・ 中 PTA 会 長
15		佐 藤 有 美	幼 保 小 保 護 者 代 表

(オブザーバー)

16		有 藤 寿 満	総 務 課 長
17		興 梶 貴 俊	財 政 課 長
18		戸 高 雄 司	総 合 政 策 課 長
19		甲 斐 徹	建 設 課 長
20		佐 藤 峰 史	農 林 振 興 課 長

(事 務 局)

21	教育委員会	戸 敷 二 郎	教 育 長
22		林 謙 一	教 育 次 長
23		佐 藤 純 子	課 長 補 佐
24		山 口 エ ミ	学 校 教 育 係 長
25		田 尻 勝 久	学 校 教 育 係
26	建 設 課	飯 干 公 昭	ま ち づ くり 推 進 係 長
27		黒 木 稜 平	建 築 住 宅 係